

議案第66号

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（案）

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第
44号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業」
に、「（以下）」を「又は特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第
1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育の必要性の認定に関する基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)、<u>特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。)</u>又は<u>特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下「特定教育・保育施設等」という。)</u>を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 省略</p>	<p>(保育の必要性の認定に関する基準)</p> <p>第2条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)<u>又は特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。)</u>(以下「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 省略</p>